

青森県報

第四千二百四号

平成二十八年
九月二十六日
(月曜日)

目次

告示

道路の区域の変更……………(道路課) ……一
道路の供用の開始……………(同) ……一

公告

砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……二

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二

告 示

青森県告示第六百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
県 道	八戸野 辺地 線	上北郡七戸町字季沢道ノ下四の一から 上北郡七戸町字季沢道ノ下三二の一まで	後	前	一七・ 四〇〇 メートル から	二八・ 四〇〇 メートル まで	三六三・ 〇〇メー トル	三六三・ 〇〇メー トル

青森県告示第六百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

路線 名	供用開始の 区間	供用開始 の期 日
県道前坂藤崎線	南津軽郡藤崎町大字藤崎字真那板縁二二四の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬七八の九まで	平成二 六・九 二六

